

財務省告示第四十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年一月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一十号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で七千六百十八億円	七千五百九十九億七千六百十八
五万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十九年一月二十五日	額面金額百円につき九十九円七			

十一
十二
の経利
払過子
込み率

十六
年一・七パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号の規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三
初期利子

平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四
第二期
以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月に属す
る利子を支払う。

平成二十八年十二月二十日

日本銀行
額面金額百円につき百円

十五
十六
十七
十八
払込期日

平成十九年一月二十五日